

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募を実施した際からの
技術的修正による変更点（傍線部分）

修正箇所	修正前	修正後
附則 第一条	この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年 月 日）から施行する。	<u>（施行期日）</u> <u>第一条</u> この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。
附則 第二条		<u>（経過措置）</u> <u>第二条</u> この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。